

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第八師団の改編等並びに海上及び航空各自衛隊並びに統合幕僚会議の情報機能の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数は、陸上自衛官十五万七千八百二十八人（二千九十三人の減員）、海上自衛官四万五千八百四十二人（三人の増員）及び航空自衛官四万七千三百六十一人（七十五人の増員）に、統合幕僚会議に所属する自衛官（百五十五人増員し二千百四十九人）を加えた総計二十五万三千百八十人（千八百六十人の減員）とする。

二、即応予備自衛官の員数を九千四人（千三百三十六人の増員）とする。

三、本法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。